別記様式

獣医師国家試験受験願書

平成　年　月　日

獣医事審議会会長　殿

写真
平成　年　月　日撮影

氏名

第62回獣医師国家試験を受験したいので、関係書類を添えて下記により出願します。

記

1　本籍
2　現住所　〒
方
電話番号
3　氏名（ふりがな）
4　生年月日　年　月　日生　男・女
5　受験の資格となる学歴及び履歴

収入印紙
13,900円

182㎜

177㎜

備考
1　願書の大きさは、縦182㎜×横177㎜とし、右側は幅80㎜の余白を設けること。
2　同じ写真（無背景であって出願前6か月以内に撮影した脱帽上半身の35㎜×35㎜のもの。裏面には氏名を記入すること。）を2枚用意し、1枚を願書の所定位置に貼り付け、他の1枚を受験票用として同封すること。
3　本籍は、都道府県名のみを記載すること（日本国籍を有しない者にあっては、外国人登録原票に記載されている国籍を記載すること。）。
4　現住所は、都道府県名から記入すること。

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年十月六日

経済産業大臣　大畠　章宏

一　件名　大阪瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十二年十月二十八日　午後二時から

三　場所　大阪合同庁舎一号館　第一別館　三階　第四会議室（大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）

四　事案の要旨

1　供給区域の変更（大阪府富田林市、兵庫県加東市、滋賀県大津市の各一部区域の減少）に係る一般ガス供給約款の変更

2　詳細は、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課（東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課及びガス事業課（大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）並びに大阪瓦斯株式会社の本社（大阪市中央区平野町四丁目一番二号）、事業所及び支社において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「大阪瓦斯関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年十月十三日までに経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課（郵便番号一〇〇―八九三一　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、経済産業大臣が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名及び「大阪瓦斯関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十二年十月十三日までに近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号五四〇―八五三五　大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

経済産業大臣　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住所

（電話番号）

職業

大阪瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限りA4とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。